

利根沼田地域 定住自立圏の形成に関する協定の
一部を変更する協定書（案）

沼田市・〇〇町村

利根沼田地域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

沼田市（以下「甲」という。）と〇〇町村（以下「乙」という。）は、令和2年12月25日に締結（令和5年9月28日変更協定）した定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1 生活機能の強化に係る政策分野(4)産業振興①広域観光体制の充実の次に次の表を加える。

② 地域内雇用の推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域内の事業者の働き手の確保及び住民の働く場の確保のため、圏域が一体となって、その確保に向けた事業を実施するとともに、専門人材の養成を推進する。	甲は乙と連携し、地域内企業の雇用の推進、求人の充足及び就労者の定着に必要な事業を実施する。	乙は甲と連携し、地域内企業の雇用の推進、求人の充足及び就労者の定着に必要な事業を推進する。

別表第3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野(1)人材の育成①圏域内自治体職員の交流・合同研修の表を次のように改める。

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域内自治体の職員交流と、各職員の能力及び資質の向上を図るため、圏域内の共通課題等をテーマに合同研修を行う。	甲は、乙と連携して、圏域内自治体職員の人材育成のための研修事業を行う。	乙は、甲と連携して、圏域内自治体職員の人材育成のための研修事業を行う。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 群馬県沼田市下之町888番地
沼田市
沼田市長

乙 群馬県利根郡〇〇
〇〇町村
〇〇町村長